

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税及び地方消費税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(本所税務署長)

令和5年9月29日棄却・確定

判 決

原告	株式会社D
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	大島 忠尚
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	本所税務署長
	根本 千代美
同指定代理人	八屋 敦子
	青木 雄弥
	守田 可奈子
	岡村 秀直
	野村 智子
	今村 亮

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 本所税務署長が令和元年7月5日付けで原告に対してした原告の平成26年5月1日から平成27年4月30日までの課税期間(以下「平成27年4月課税期間」という。)の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る更正処分のうち納付すべき消費税額173万3400円及び地方消費税額46万7900円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 本所税務署長が令和元年7月5日付けで原告に対してした原告の平成27年5月1日から平成28年4月30日までの課税期間(以下「平成28年4月課税期間」という。)の消費税等に係る更正処分のうち納付すべき消費税額191万7700円及び地方消費税額51万7400円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 本所税務署長が令和元年7月5日付けで原告に対してした原告の平成28年5月1日から平成29年4月30日までの課税期間(以下「平成29年4月課税期間」という。)の消費税等に係る更正処分のうち納付すべき消費税額143万2300円及び地方消費税額38万6400円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

- 4 本所税務署長が令和元年7月5日付けで原告に対してした原告の平成29年5月1日から平成30年4月30日までの課税期間（以下「平成30年4月課税期間」という。）の消費税等に係る更正処分のうち納付すべき消費税額179万5000円及び地方消費税額48万4300円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、投資用不動産の販売等を主たる事業とする原告が、原告の平成27年4月課税期間から平成30年4月課税期間まで（以下「本件各課税期間」という。）の消費税等について、消費税法30条1項の規定の適用上、同条2項1号に規定する方法（以下「個別対応方式」という。）を選択して、別紙1「建物目録」記載の各建物（以下「本件各建物」という。）につき、その譲受け（以下「本件各課税仕入れ」という。）を、同号にいう「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの（以下「課税対応課税仕入れ」という。）に区分すべきであるとして、課税仕入れに係る消費税額（以下、同条1項の規定に基づき控除される消費税額を「控除対象仕入税額」という。）を算出して確定申告をした（以下「本件各確定申告」という。）ところ、本所税務署長から、本件各課税仕入れについては同条2項1号にいう「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（以下「共通対応課税仕入れ」という。）に該当するなどとして、本件各課税期間の消費税等に係る各更正処分（以下「本件各更正処分」といい、特定の年分についていう場合は「平成○年4月課税期間更正処分」という。）及び本件各課税期間に係る過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）を受けたことから、それらの取消しを求めた事案である。

1 関係法令等の定め

別紙2「関係法令等の定め」のとおりである。なお、同別紙で定めた略称等は以下でも用いることとする。

2 前提事実（争いのない事実並びに後掲の証拠〔枝番号が付された証拠でその記載がないものは全ての枝番を含む趣旨である。以下同じ。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者

ア 原告は、平成19年5月に設立された不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介等を目的とする株式会社である。（乙3）

イ 原告は、主として投資用不動産の販売事業（以下「本件事業」という。）を行っているところ、そのビジネスモデルは、特定の物件を購入し、それを投資家である顧客に売却することにより、その転売益を獲得するというものであった。対象物件の売主からの購入と顧客への売却は同一の日に行われることが多かったが、中には、売主から購入した後、顧客に売却するまでの間、原告が当該物件を所有することもあった。（甲17、20）

（2）本件各建物の譲受けと売却の経緯

ア 原告は、本件事業の一環として、本件各建物につき、各売主との間で、別紙1「建物目録」の「取得金額（税込）」欄記載の各金額で購入する旨の各売買契約（以下、当該各売主を「本件各売主」、当該各売買契約を「本件各売買契約」という。）を締結し、同目録の「取得年月日」欄記載の各年月日（以下「本件各課税仕入日」という。）に、本件各建物を譲り受けた。（乙4）

なお、本件各売買契約には、本件各売主から転売先である原告の顧客に対して直接所有

権移転登記手続を行うことを可能とする旨の条項が付されるなど、原告がその顧客に対して本件各建物を転売することを予定していることがうかがわれる記載がされていた。(乙 6)

イ 本件各建物については、本件各課税仕入日時点において、本件各売主と各居住者との間で、それぞれ居住目的の賃貸借契約が締結されていた(以下、当該各賃貸借契約に係る貸付けを「本件各建物貸付け」という。)ところ、原告は、本件各売買契約により本件各建物の所有権を取得すると同時に、本件各売主から本件各建物貸付けに係る賃貸人の地位を承継した。(乙 5、7)

ウ 原告は、本件事業の一環として、本件各建物につき、転売先である各顧客との間で、これを売却する旨の各売買契約を締結し、別紙 1「建物目録」の「売却年月日」欄記載の各年月日(以下「本件各建物売却日」という。)に、本件各建物を譲り渡した。(乙 8)

エ 本件各建物貸付けに係る本件各課税仕入日から本件各建物売却日までの間の賃料(以下「本件各賃貸料」という。)は、原告に帰属するものとされており、原告は、本件各賃貸料を収受した。(乙 9、10)

(3) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、本件各課税期間の消費税等につき、個別対応方式により控除対象仕入税額を計算することを選択した上で、本件各課税仕入れを課税対応課税仕入れに区分すべきであるとして、本件各課税仕入れに係る消費税額の全額を課税標準額に対する消費税額から控除して、別表 1-1 から 1-4 までの各「確定申告」欄記載のとおり、法定申告期限までに本件各確定申告をした。(甲 1~4)

イ 本所税務署長は、本件各課税仕入れは共通対応課税仕入れに区分すべきであるから、課税標準額に対する消費税額から控除することができるのは本件各課税仕入れに係る消費税額に本件各課税期間における課税売上割合を乗じた金額にとどまるなどとして、令和元年 7 月 5 日付けで、別表 1-1 から 1-4 までの各「更正処分等」欄記載のとおり、本件各更正処分等をした。(甲 5~8)

ウ 原告は、本件各更正処分等を不服として、本所税務署長に対し、令和元年 9 月 27 日付けで、別表 1-1 から 1-4 までの各「再調査の請求」欄記載のとおり、再調査の請求をしたが、本所税務署長は、令和 2 年 1 月 9 日付けで、上記再調査の請求を棄却する旨の決定をした。(甲 9、10)

エ 原告は、本件各更正処分等を不服として、国税不服審判所長に対し、令和 2 年 2 月 4 日付けで、別表 1-1 から 1-4 までの各「審査請求」欄記載のとおり、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、令和 3 年 1 月 7 日付けで、上記審査請求を棄却する旨の裁決をし、同裁決書謄本は、同月 14 日、原告に送達された。(甲 11~14)

オ 原告は、令和 3 年 6 月 8 日、本件各更正処分等の取消しを求め、本件訴えを提起した。
(顕著な事実)

(4) 本件各更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張

本件各更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張は、別紙 3「本件各更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張」記載のとおりである。なお、同別紙で定めた略称等は以下でも用いることとする。

3 本件の争点

(1) 個別対応方式により控除対象仕入税額を計算する場合において、本件各課税仕入れが消費税法30条2項1号にいう課税対応課税仕入れと共通対応課税仕入れのいずれに区分されるか(争点1)。

(2) 通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められるか(争点2)。

4 本件の争点に関する当事者の主張

(1) 争点1(個別対応方式により控除対象仕入税額を計算する場合において、本件各課税仕入れが消費税法30条2項1号にいう課税対応課税仕入れと共通対応課税仕入れのいずれに区分されるか)について

(被告の主張)

事業者がある課税期間にした将来の転売を目的とする賃貸用マンションの購入に係る課税仕入れが、課税対応課税仕入れと共通対応課税仕入れのいずれに当たるかという点について判断するに当たり、消費税法30条2項1号所定の用途区分の判定について、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等の双方に対応する課税仕入れは、当該事業者の事業に関する事情等を問うことなく、共通対応課税仕入れに該当すると解するのが同法の趣旨に沿うものというべきであるから、課税対応課税仕入れとは、当該事業者の事業において課税資産の譲渡等のみに対応する課税仕入れをいい、課税資産の譲渡等のみならずその他の資産の譲渡等にも対応する課税仕入れは、全て共通対応課税仕入れに該当すると解するのが相当である(最高裁令和●●年(〇〇)第●●号同5年3月6日第一小法廷判決・裁判所時報1811号6頁[以下「最高裁令和5年判決」という。]参照)。

これを本件についてみると、本件各課税仕入れは、原告が将来の転売を目的として本件各建物を購入したものであるが、本件各建物は、全てその購入時から住宅として賃貸されており、原告は、本件各建物を転売するまでの間、その賃料(本件各賃貸料)を収受していたのであるから、本件各課税仕入れは、原告の事業において課税資産の譲渡等である本件各建物の転売のみならず、その他の資産の譲渡等である本件各建物の住宅としての賃貸にも対応するものといえる。よって、本件各課税仕入れは、課税対応課税仕入れには該当せず、共通対応課税仕入れに該当する。

(原告の主張)

課税仕入れ等の用途区分に係る判断は、当該課税仕入れ等がいかなる取引のために行われたものであるかを、その経済実態に即して行うべきである。すなわち、課税仕入れ等の用途区分に係る判断は、当該課税仕入れ等を行った日(仕入日)を基準に、事業者が将来におけるどのような取引のために当該課税仕入れ等を行ったのかを認定して行うべきであり、かかる認定に当たっては、当該事業者の事業内容や業務実態、当該事業者における過去の同種の課税仕入れ等及びこれに対応して行われた取引の内容や状況、当該課税仕入れ等と過去の課税仕入れ等との異同など、仕入日に存在した客観的な諸事情に基づき認定するのが相当である。

これを本件についてみると、原告は、平成19年の設立以来、特定の物件を購入し、それを投資家である顧客に売却することにより、その転売益を獲得するという事業(本件事業)を行っており、自ら賃料収入を得ることを目的として物件を取得するわけではなく、本件各建物についても、投資家である顧客への転売を目的として取得したものであって、実際、原告が本件各建物を所有していた期間はごく短期間であった。また、原告は、期中に取得した

本件各建物を棚卸資産（販売用不動産）として処理しており、減価償却も行っていない。そして、原告は、平成19年の設立以来一貫して、転売用物件の取得価格に係る消費税額が課税対応課税仕入れに該当することを前提として消費税等の確定申告をしており、平成23年には税務調査も実施されたが、本件各更正処分等がされるまでの間、税務当局から一度も共通対応課税仕入れに区分される旨の指摘や指導を受けることはなかった。

これらの事情に鑑みれば、本件各建物の取得（本件各課税仕入れ）は、「課税資産の譲渡等」のみに要する課税仕入れ（課税対応課税仕入れ）に該当するというべきである。

（2）争点2（通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められるか）について
（原告の主張）

通則法65条4項にいう「正当な理由があると認められる場合」とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解されるところ、原告は、上記（1）の原告の主張のとおり、平成19年の設立以来一貫して、転売用物件の取得価格に係る消費税額が課税対応課税仕入れに該当することを前提として消費税等の確定申告をしており、平成23年には税務調査も実施されたが、本件各更正処分等がされるまでの間、税務当局から一度も共通対応課税仕入れに区分される旨の指摘や指導を受けることはなかった。

これらの事情に鑑みれば、本件各賦課決定処分については、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合であり、通則法65条4項にいう「正当な理由があると認められる場合」に該当するというべきである。

（被告の主張）

税務当局は、遅くとも平成17年以降、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れにつき、当該建物が住宅として賃貸されること（その他の資産の譲渡等に対応すること）に着目して共通対応課税仕入れに区分すべきであるとの見解を採っており、このことは、本件各確定申告同時に公表されていた税務当局の職員が執筆した公刊物や、複数の国税不服審判所の裁決例及び下級審の裁判例を通じて、一般の納税者も知り得たものといえる。

そして、かかる取扱い、消費税法30条2項1号の文理等に照らして自然であり、本件各確定申告当時、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを事業者の目的に着目して課税対応課税仕入れに区分すべきものとした裁判例等はなかったことなども考慮すれば、原告が本件各確定申告において本件各課税仕入れを課税対応課税仕入れに区分して控除対象仕入税額の計算をしたことにつき、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になるとはいえない。

したがって、原告が本件各課税仕入れを課税対応課税仕入れに区分して本件各確定申告をしたことにつき、通則法65条4項にいう「正当な理由」があるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点1（個別対応方式により控除対象仕入税額を計算する場合において、本件各課税仕入れが消費税法30条2項1号にいう課税対応課税仕入れと共通対応課税仕入れのいずれに区分されるか）について

(1) 消費税法は、生産、流通等の各段階で二重、三重に税が課されて税負担が累積することを防止し、経済に対する中立性を確保するため、課税期間中に行った課税仕入れに係る消費税額を当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除するものとしている（同法30条1項1号）。もっとも、同法は、所定の場合において当該課税期間中に行った課税仕入れにつき用途区分が明らかにされていないときは、課税仕入れに係る消費税額に、課税売上割合、すなわち、課税期間中の所定の売上げの総額に占める課税資産の譲渡等に係る売上げの割合を乗じて計算する方法により控除対象仕入税額を計算するものとし（同条2項2号）、また、帳簿及び請求書等の保存がない場合には原則として当該課税仕入れに係る消費税額の控除を認めないものとする（同条7項）など、課税の明確性の確保や適正な徴税の実現といった他の目的との調和を図るため、税負担の累積が生じても課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部が控除されない場合があることを予定しているものといえることができる。

そして、個別対応方式により控除対象仕入税額を計算する場合において、税負担の累積が生ずる課税資産の譲渡等と累積が生じないその他の資産の譲渡等の双方に対応する課税仕入れにつき一律に課税売上割合を用いることは、課税の明確性の確保の観点から一般に合理的といえるのであり、課税売上割合を用いることが当該事業者の事業の状況に照らして合理的といえない場合には、課税売上割合に準ずる割合を適切に用いることにより個別に是正を図ることが予定されていると解されることにも鑑みれば、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等の双方に対応する課税仕入れは、当該事業に関する事情等を問うことなく、共通対応課税仕入れに該当すると解するのが消費税法の趣旨に沿うものというべきである。このように解することは、課税仕入れを課税資産の譲渡等「にのみ」要するもの（課税対応課税仕入れ）、その他の資産の譲渡等「にのみ」要するもの（非課税対応課税仕入れ）及び両者「に共通して」要するもの（共通対応課税仕入れ）に区分する同法30条2項1号の文理に照らしても自然であるといえることができる。

そうすると、課税対応課税仕入れとは、当該事業者の事業において課税資産の譲渡等のみに対応する課税仕入れをいい、課税資産の譲渡等のみならずその他の資産の譲渡等にも対応する課税仕入れは、全て共通対応課税仕入れに該当すると解するのが相当である（最高裁令和5年判決参照）。

(2) これを本件についてみると、本件各課税仕入れは、原告が本件事業の一環として、転売目的で本件各建物を譲り受けたものである（前記前提事実（2）ア）が、本件各建物は、いずれも原告がこれを譲り受けた時点から住宅として賃貸されており（同イ）、原告は、本件各建物を転売するまでの間、その賃料（本件各賃貸料）を収受した（同エ）というのであるから、本件各課税仕入れは、原告の本件事業において、課税資産の譲渡等である本件各建物の転売のみならず、その他の資産の譲渡等である本件各建物の住宅としての賃貸（本件各建物賃貸付け）にも対応するものであるといえることができる。

そうすると、本件各課税仕入れは、原告の主観的な意図や本件各建物の所有期間の長短等の事情にかかわらず、共通対応課税仕入れに該当するといえるべきである。

(3) これに対し、原告は、課税仕入れ等の用途区分に係る判断は、当該課税仕入れ等を行った日（仕入日）を基準に、事業者が将来におけるどのような取引のために当該課税仕入れ等を行ったのかを、当該事業者の事業内容や事業実態等の仕入日に存在した客観的な諸事情に基づき認定すべきである旨主張するが、かかる主張は、最高裁令和5年判決の判示にも反する

ものであり、採用することができない。

- (4) 以上によれば、本件各課税仕入れは、課税対応課税仕入れには該当せず、共通対応課税仕入れに該当する。

2 争点2 (通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められるか) について

- (1) 通則法65条4項にいう「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに過少申告による納税義務違反の発生を防止して適正な申告納税の実現を図るという過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である(最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁参照)。
- (2) これを本件についてみると、後掲の証拠によれば、①税務当局は、平成7年頃、関係機関からの照会に対し、仮に一時的に賃貸用に供されとしても、継続して棚卸資産として処理し、将来的には全て分譲することとしている住宅の購入については、課税対応課税仕入れに該当するものとして取り扱って差し支えない旨の回答をし、平成9年頃、関係機関からの照会に対し、賃借人が居住している状態でマンションを購入した場合でも、転売目的で購入したことが明らかであれば、課税対応課税仕入れに該当する旨の回答をしたこと(甲22の2)、②他方、平成17年以降、税務当局の職員が執筆した公刊物等において、事業者の最終的な目的は中古マンションの転売であっても、転売までの間に非課税売上げである家賃が発生する場合には、中古マンションの購入は共通対応課税仕入れに該当する旨の見解が示され、また、本件各確定申告当時に公表されていた複数の国税不服審判所の裁決例及び下級審の裁判例において、本件各課税仕入れと同様の建物の取得の用途区分につき、上記と同様の見解に基づく税務当局側の主張が採用されていたこと(乙16～20、22、24～29)が認められる。

このような事実関係等によれば、税務当局は、遅くとも平成17年以降、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを、当該建物が住宅として賃貸されること(その他の資産の譲渡等に対応すること)に着目して共通対応課税仕入れに区分すべきであるとの見解を採っており、そのことは、本件各確定申告当時、税務当局の職員が執筆した公刊物や、公表されている国税不服審判所の裁決例及び下級審の裁判例を通じて、一般の納税者も知り得たものということができる。他方、税務当局が平成7年頃にした関係機関からの照会に対する回答は、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを、事業者が当該建物の転売を目的とすることに着目して課税対応課税仕入れに区分したものと理解し得るものの、前提となる事実関係が明らかでなく、必ずしも上記見解と矛盾するものとはいえない。また、税務当局は、平成9年頃、関係機関からの照会に対し、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを課税対応課税仕入れに区分すべき旨の回答をしているが、このことから、直ちに、税務当局が一般的に当該課税仕入れを事業者の目的に着目して課税対応課税仕入れに区分する取扱いをしていたものということとはできないし、上記回答が公表されるなどしたとの事情もうかがわれない。

そうすると、平成17年以降、税務当局が、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを当該建物が住宅として賃貸されることに着目して共通対応課税仕入れに区分する取扱いを周知するなどの積極的な措置を講じていないとしても、事業者としては、上記取扱いがされる可能

性を認識してしかるべきであったといえることができる。

そして、上記取扱いが消費税法30条2項1号の文理解に照らして自然であるといえ、本件各確定申告当時、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを事業者の目的に着目して課税対応課税仕入れに区分すべきものとした裁判例等があったともうかがわれないこと等をも考慮すれば、原告が本件各確定申告において本件各課税仕入れを課税対応課税仕入れに区分して控除対象仕入税額の計算をしたことにつき、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になるということとはできない（最高裁令和5年判決参照）。

- (3) この点について、原告は、平成19年の設立以来一貫して、転売用物件の取得価格に係る消費税額が課税対応課税仕入れに該当することを前提として消費税等の確定申告をしており、平成23年には税務調査も実施されたが、本件各更正処分等がされるまでの間、税務当局から一度も共通対応課税仕入れに区分される旨の指摘や指導を受けることがなかった旨主張する。

しかし、仮に、そのような事実が認められるとしても、そのことから直ちに、税務当局が、原告の転売用物件の取得価格に係る消費税額が課税対応課税仕入れに区分されるものとしてその取扱いを是認してきたということとはできないし、ましてやその旨の公的見解を示したことにもならないのであって、上記(2)の認定、判断を覆すに足りる事情とはいえない。

よって、この点に関する原告の主張は採用することができない。

- (4) 以上によれば、本件各確定申告において、原告が本件各課税仕入れに係る消費税額の全額を当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除したことにつき、通則法65条4項にいう「正当な理由」があるとは認められない。

3 本件各更正処分等の適法性

(1) 本件各更正処分について

以上の検討の結果を前提として、原告の本件各課税期間の納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額を計算すると、別紙3「本件各更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張」のとおりとなり（消費税額について別紙3の1（1）アからエまでの各（エ）「差引税額」欄、地方消費税の譲渡割額について同各（ク）「納付すべき譲渡割額」欄）、本件各更正処分における納付すべき消費税額（別表1-1から1-4までの各「更正処分等」欄の「納付すべき消費税額」欄）及び地方消費税の譲渡割額（別表1-1～1-4の各「更正処分等」欄の「納付すべき譲渡割額」欄）とそれぞれ同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

(2) 本件各賦課決定処分について

上記(1)のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、前記2のとおり、原告が本件各更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実につき、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

以上を前提として、本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額を計算すると、別紙3「本件各更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張」の2（1）アからエまでのとおりとなり、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額（別表1-1から1-4までの各「更正処分等」欄の「過少申告加算税の額」欄）とそれぞれ同額であるか

ら、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

(3) したがって、本件各更正処分等はいずれも適法である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 市原 義孝

裁判官 渡邊 哲

裁判官 鈴木 真耶

別紙 2

関係法令等の定め

1 消費税法

(1) 総則的な規定

5 ア 消費税法 2 条 1 項 8 号は、「資産の譲渡等」とは、事業として対価を得て
行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう旨、同項 9 号は、
「課税資産の譲渡等」とは、資産の譲渡等のうち、同法 6 条 1 項の規定に
より消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう旨、同法 2 条 1
10 項 12 号（平成 27 年 9 月 30 日以前の資産の譲渡等については平成 27
年法律第 9 号による改正前のもの。以下同じ。）は、「課税仕入れ」とは、
事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又
は役務の提供を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、
若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲
15 渡等に該当することとなるもので、消費税法 7 条 1 項各号に掲げる資産の
譲渡等に該当するもの及び同法 8 条 1 項その他の法律又は条約の規定によ
り消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう旨規定している。

イ 消費税法 4 条 1 項（平成 27 年 9 月 30 日以前の資産の譲渡等について
は平成 27 年法律第 9 号による改正前のもの。以下同じ。）は、国内におい
て事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する旨
20 規定している。

ウ 消費税法 6 条 1 項は、国内において行われる資産の譲渡等のうち、同法
別表第一に掲げるものには、消費税を課さない旨規定し、同法別表第一 1
3 号（令和 2 年法律第 8 号による改正前のもの。以下同じ。）は、住宅（人
の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をい
25 う。）の貸付け（当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供すること
が明らかにされているものに限るものとし、一時的に使用させる場合その

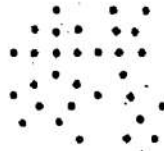
他の政令で定める場合を除く。)を掲げている。

(2) 税額控除等に関する規定

ア 消費税法30条1項(平成27年9月30日以前に行った課税仕入れについては平成27年法律第9号による改正前のもの。同年10月1日以後
5 に行った課税仕入れについては平成24年法律第68号3条による改正前のもの。以下同じ。)は、事業者が、国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の消費税法45条1項2号に掲げる課税標準額(その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額をいう。同項1号)に対する消費
10 税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除する旨規定している。

イ 消費税法30条2項(平成27年9月30日以前に行った課税仕入れについては平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。)は、同条1項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が5億
15 円を超えるとき、又は当該課税期間における課税売上割合(当該事業者が当該課税期間中に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額のうちに当該事業者が当該課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合押して政令で定めるところにより計算した割合(同条6項))が100分の95に満たないときは、同条1項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額は、同項の規定にかかわらず、
20 次の(ア)及び(イ)に掲げる場合の区分に応じ当該(ア)又は(イ)に定める方法により計算した金額とする旨規定している。

(ア) 当該課税期間中に国内において行った課税仕入れにつき、「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの(課税対応課税仕入れ)、「課税資産の譲渡等以外
25 資産の譲渡等(以下「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの」(以下「非課税対応課税仕入れ」という。)及び「課税資産の譲



渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」(共通対応課税仕入れ)にその区分(以下「用途区分」という。)が明らかにされている場合は、次のaに掲げる金額にbに掲げる金額を加算する方法(個別対応方式、消費税法30条2項1号)

a 課税対応課税仕入れの税額の合計額(同号イ)

b 共通対応課税仕入れの税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額(同号ロ)(以下「共通仕入控除税額」という。)

(イ) 前記(ア)に掲げる場合以外の場合は、当該課税期間における課税仕入れに係る税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法(同項2号)

ウ 消費税法30条3項は、個別対応方式による場合において、共通仕入控除税額の計算の基礎となる課税売上割合に準ずる割合(当該割合が当該事業者の営む事業の種類異なるごと又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類異なるごとに区分して算出したものである場合には、当該区分して算出したそれぞれの割合)で次の(ア)及び(イ)の要件の全てに該当するものがあるときは、当該事業者の次の(イ)に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、同条2項1号の規定にかかわらず、共通仕入控除税額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合(課税売上割合に準ずる割合)を用いて計算した金額とする旨(同条3項本文)、ただし、上記割合を用いて計算することをやめようとする旨を記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない旨(同項ただし書)を規定している。

(ア) 当該割合が当該事業者の営む事業の種類又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類に応じ合理的に算定されるものであること(同条3項1号)

(イ) 当該割合を用いて共通仕入控除税額を計算することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたものであること(同項2号)

2 国税通則法（以下「**通則法**」という。）

(1) 通則法 65 条 1 項（平成 27 年 4 月課税期間及び平成 28 年 4 月課税期間については平成 28 年法律第 15 号による改正前のもの。以下同じ。）は、期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき納付すべき税額に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定している。

(2) 通則法 65 条 2 項（平成 27 年 4 月課税期間及び平成 28 年 4 月課税期間については平成 28 年法律第 15 号による改正前のもの。以下同じ。）は、同条 1 項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と 50 万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額に 100 分の 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨規定している。

(3) 通則法 65 条 4 項 1 号（平成 27 年 4 月課税期間及び平成 28 年 4 月期課税期間については平成 28 年法律第 15 号による改正前の同項。以下、同改正の前後を通じて「**通則法 65 条 4 項**」という。）は、同条 1 項又は 2 項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、これらの項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する旨規定している。

以 上

本件各更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張

1 本件各更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間に係る消費税等の各課税標準額及び納付すべき消費税等の額は、それぞれ次に述べるとおりである。

ア 平成 27 年 4 月課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額 (別表 2-1 ①C 欄) 3 億 4 9 0 6 万 9 0 0 0 円

上記金額は、平成 27 年 4 月課税期間確定申告書の①「課税標準額」欄 (甲 1・1 枚目) に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 2-1 ②C 欄) 2 1 9 8 万 9 0 2 4 円

上記金額は、次の a の金額と b の金額との合計額であり、平成 27 年 4 月課税期間確定申告書の②「消費税額」欄 (甲 1・1 枚目) に記載された金額と同額である。

a 課税標準額に対する消費税額・税率 4 % 適用分 (別表 2-1 ②A 欄) 4 0 4 0 円

上記金額は、平成 26 年 3 月 31 日以前の課税資産の譲渡等について、消費税法 29 条 (平成 24 年法律第 68 号 3 条による改正前のもの。以下同じ。) の規定に基づき、前記 (ア) の金額のうち、平成 24 年法律第 68 号附則 5 条の経過措置の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る課税標準額 10 万 1 0 0 0 円 (別表 2-1 ①A 欄) に税率 1 0 0 分の 4 を乗じて算出した金額であり、平成 27 年 4 月課税期間確定申告書に添付された「付表 1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」(以下「付表 1」という。) の②「消費税額 (税率 4 % 適用分 B)」欄 (甲 1・2 枚目) に記載された金額と同額である。

b 課税標準額に対する消費税額・税率 6.3 % 適用分 (別表 2-1 ②B 欄)

2 1 9 8 万 4 9 8 4 円

上記金額は、消費税法 29 条の規定に基づき、前記 (ア) の金額のうち、上記 a の金額を除いた課税資産の譲渡等に係る課税標準額 3 億 4 8 9 6 万 8 0 0 0 円 (別表 2-1 ①B 欄) に税率 1 0 0 分の 6.3 を乗じて算出した金額であり、平成 27 年 4 月課税期間確定申告書に添付された付表 1 の②「消費税額 (税率 6.3 % 適用分 C)」欄 (甲 1・2 枚目) に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表 2-1 ④C 欄・別表 3-1 ⑰C 欄) 1 9 6 7 万 2 1 4 9 円

上記金額は、次の a の金額と b の金額との合計額であり、消費税法 30 条 1 項により、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する、課税仕入れに係る消費税額の合計額 (控除対象仕入税額) である。

なお、控除対象仕入税額の計算に当たっては、本件各課税期間における課税売上割合がいずれも 1 0 0 分の 95 に満たないことから (後記 c、イ (ウ) c、ウ (ウ) c 及びエ (ウ) c)、原告が本件各課税期間を通じて選択した個別対応方式 (本件各課税期間の消費税等の確定申告書に添付された各「付表 2- (2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」〔甲 1~4・各 3 枚目。以下「付表 2- (2)」という。〕参照) により計算する (後記イからエまでの「(ウ) 控除対象仕入税額」において同じ)。

a 控除対象仕入税額・税率４％適用分（別表２－１④Ａ欄・別表３－１⑰Ａ欄）

１万６６８１円

上記金額は、次の（ａ）の金額に、（ｂ）の金額にｃの割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成２４年法律第６８号附則５条７項の経過措置の適用を受ける消費税法３０条１項所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

（ａ）課税対応課税仕入れの税額（別表３－１⑩Ａ欄）

０円

上記金額は、平成２４年法律第６８号附則５条の経過措置の適用を受ける課税資産の譲渡等について、消費税法２９条の規定に基づき算出される金額であるが、前記（イ）ａの金額に、当該課税資産の譲渡等に係る金額が含まれていないため生じないものであり、平成２７年４月課税期間確定申告書に添付された付表２－（２）の⑭「⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの（税率４％適用分Ｂ）」欄（甲１・３枚目）には金額が記載されていない。

（ｂ）共通対応課税仕入れの税額（別表３－１⑬Ａ欄）

３万９７８５円

上記金額は、平成２７年４月課税期間確定申告書に添付された付表２－（２）の⑮「⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの（税率４％適用分Ｂ）」欄（甲１・３枚目）に記載された金額と同額である。

b 控除対象仕入税額・税率６．３％適用分（別表２－１④Ｂ欄・別表３－１⑰Ｂ欄）

１９６５万５４６８円

上記金額は、次の（ａ）の金額に、（ｂ）の金額にｃの割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成２６年４月１日以後の課税仕入れについての消費税法３０条１項所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

（ａ）課税対応課税仕入れの税額（別表３－１⑩Ｂ欄）

１８２９万５１２６円

上記金額は、次の i の金額から ii の金額を減算した金額である。

i 申告による課税対応課税仕入れの税額（別表３－１⑪Ｂ欄）

１９２９万９７３８円

上記金額は、平成２７年４月課税期間確定申告書に添付された付表２－（２）の⑭「⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの（税率６．３％適用分Ｃ）」欄（甲１・３枚目）に記載された金額と同額である。

ii 上記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額（別表３－１⑫Ｂ欄）

１００万４６１２円

上記金額は、上記 i の金額に含まれる本件各課税仕入れに係る消費税額（平成２７年４月課税期間更正処分等通知書の「１ 控除対象仕入税額」の「（２）」の表中、「取得金額（税込）」の「合計」欄金額１７２２万１９２３円〔甲５・３及び４枚目〕に、１０８分の６．３を乗じて算出した金額〔同表中の「消費税額」の「合計」欄〕であり、本件各課税仕入れが、課税対応課税仕入れには区分されず、共通対応課税仕入れに区分されることから、上記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

（ｂ）共通対応課税仕入れの税額（別表３－１⑬Ｂ欄）

３２４万４３７８円

i 申告による共通対応課税仕入れの税額（別表３－１⑭Ｂ欄）

２２３万９７６６円

上記金額は、平成27年4月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑮「⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(税率6.3%適用分C)」欄(甲1・3枚目)に記載された金額と同額である。

ii 共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額(別表3-1⑮B欄)

100万4612円

上記金額は、前記(a)iiの本件各課税仕入れに係る消費税額であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

c 課税売上割合(別表3-1⑦C欄) 41.929211554(以下略)%

上記割合は、次の(a)の金額のうちにbの金額の占める割合である。

(a)資産の譲渡等の対価の額の合計額(別表3-1⑥C欄)

8億3252万3098円

上記金額は、次のiの金額とiiの金額との合計額である。

i 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額(別表3-1②C欄)

3億4907万0371円

上記金額は、平成27年4月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑤「課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)」欄(甲1・3枚目)に記載された金額と同額である。

ii 非課税売上額(別表3-1③C欄)

4億8345万2727円

上記金額は、次の(i)の金額に(ii)の金額を加算した金額である。

(i)申告による非課税売上額(別表3-1④C欄)

4億8337万5961円

上記金額は、平成27年4月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑥「非課税売上額」欄(甲1・3枚目)に記載された金額と同額である。

(ii)非課税売上額に加算すべき金額(別表3-1⑤C欄) 7万6766円

上記金額は、原告が所有する居住用の建物である「E」及び「F」の平成27年4月課税期間に係る賃貸料収入の合計額(甲5・3枚目「1 控除対象仕入税額」の「(1)」の表中、「賃貸料」の「合計」欄)である。原告は、当該賃貸料を平成27年4月課税期間における資産の譲渡等の対価の額(非課税売上額)に含めていないが、当該賃貸料は、消費税法6条1項及び同法別表第一13号の規定により非課税となる住宅の貸付けの対価であることから、上記金額は、平成27年4月課税期間の非課税売上額として、上記(i)の金額に加算すべき金額である。

(b)課税資産の譲渡等の対価の額の合計額(別表3-1①C欄)

3億4907万0371円

上記金額は、平成27年4月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の④「課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)」欄(甲1・3枚目)に記載された金額と同額である。

(エ)差引税額(別表2-1⑩C欄)

231万6800円

上記金額は、次の a の金額と b の金額との合計額（ただし、通則法 119 条 1 項の規定に基づき 100 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記イからエまでの「(エ) 差引税額」において同じ。）である。

a 控除不足還付税額・税率 4%適用分（別表 2-1 ⑧A 欄） $\Delta 1$ 万 2 6 4 1 円

上記金額は、前記（イ） a の金額から前記（ウ） a の金額を減算した金額である。

b 差引税額・税率 6.3%適用分（別表 2-1 ⑨B 欄） 2 3 2 万 9 5 1 6 円

上記金額は、前記（イ） b の金額から前記（ウ） b の金額を減算した金額である。

(オ) 既に納付の確定した本税額（別表 2-1 ⑪C 欄） 1 7 3 万 3 4 0 0 円

上記金額は、平成 27 年 4 月課税期間確定申告書の⑨「差引税額（②+③-⑦）」欄（甲 1・1 枚目）に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額（別表 2-1 ⑫C 欄） 5 8 万 3 4 0 0 円

上記金額は、前記（エ）の金額から上記（オ）の金額を差し引いた金額である。

(キ) 合計差引地方消費税の課税標準額（別表 2-1 ⑬C 欄） 2 3 1 万 6 8 0 0 円

上記金額は、次の a の金額と b の金額との合計額（ただし、通則法 119 条 1 項の規定に基づき 100 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記イからエまでの「(キ) 合計差引地方消費税の課税標準額」において同じ。）であり、地方税法 72 条の 82 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

a 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額・税率 4%適用分（別表 2-1 ⑬A 欄）

$\Delta 1$ 万 2 6 4 1 円

上記金額は、前記（エ） a の金額と同額である。

b 地方消費税の課税標準額・税率 6.3%適用分（別表 2-1 ⑭B 欄）

2 3 2 万 9 5 1 6 円

上記金額は、前記（エ） b の金額と同額である。

(ク) 納付すべき譲渡割額（別表 2-1 ⑯C 欄） 6 2 万 5 4 0 0 円

上記金額は、次の a の金額と b の金額との合計額（ただし、地方税法 20 条の 4 の 2 第 3 項の規定に基づき 100 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記イからエまでの「(ク) 納付すべき譲渡割額」において同じ。）である。

a 還付すべき譲渡割額・税率 4%適用分（別表 2-1 ⑯A 欄） $\Delta 3$ 1 6 0 円

上記金額は、地方税法 72 条の 83（平成 24 年法律第 69 号第 1 条による改正前のもの。）の規定に基づき、前記（キ） a の金額に税率 100 分の 25 を乗じて算出した金額である。

b 納付すべき譲渡割額・税率 6.3%適用分（別表 2-1 ⑰B 欄） 6 2 万 8 5 9 9 円

上記金額は、地方税法 72 条の 83（平成 24 年法律第 69 条第 2 条による改正前のもの。以下同じ。）の規定に基づき、前記（キ） b の金額に税率 63 分の 17 を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額（別表 2-1 ⑰C 欄） 4 6 万 7 9 0 0 円

上記金額は、平成 27 年 4 月課税期間確定申告書の⑳「納税額」欄（甲 1・1 枚目）に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額（別表 2-1 ⑱C 欄） 1 5 万 7 5 0 0 円

上記金額は、前記（ク）の金額から前記（ケ）の金額を差し引いた金額である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計額 (別表 2-1 ㉑C 欄) 74 万 0 9 0 0 円

上記金額は、前記 (カ) の金額と上記 (コ) の金額との合計額であり、原告が平成 27 年 4 月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

イ 平成 28 年 4 月課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額 (別表 2-2 ①C 欄) 3 億 7 8 0 4 万 4 0 0 0 円

上記金額は、原告の平成 28 年 4 月課税期間確定申告書の①「課税標準額」欄 (甲 2・1 枚目) に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 2-2 ②C 欄) 2 3 8 1 万 6 7 7 2 円

上記金額は、消費税法 29 条の規定に基づき、上記 (ア) の金額に税率 100 分の 6.3 を乗じて算出した金額であり、平成 28 年 4 月課税期間確定申告書の②「消費税額」欄 (甲 2・1 枚目) に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表 2-2 ④C 欄・別表 3-2 ⑰C 欄) 2 0 6 8 万 9 2 3 6 円

上記金額は、次の a の金額に、b の金額に c の割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成 26 年 4 月 1 日以後の課税仕入れについての消費税法 30 条 1 項所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

a 課税対応課税仕入れの税額 (別表 3-2 ⑩B 欄) 1 8 4 9 万 8 1 8 0 円

上記金額は、次の (a) の金額から (b) の金額を減算した金額である。

(a) 申告による課税対応課税仕入れの税額 (別表 3-2 ⑪B 欄)

2 0 4 2 万 7 8 2 5 円

上記金額は、平成 28 年 4 月課税期間確定申告書に添付された付表 2-(2) の⑯「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの (税率 6.3%適用分 C)」欄 (甲 2・3 枚目) に記載された金額と同額である。

(b) 上記 (a) の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額 (別表 3-2 ⑫B 欄) 1 9 2 万 9 6 4 5 円

上記金額は、上記 (a) の金額に含まれる本件各課税仕入れに係る消費税額 (平成 28 年 4 月課税期間更正処分等通知書の「1 控除対象仕入税額」の「(2)」の表中、「取得金額 (税込)」の「合計」欄の金額 3 3 0 7 万 9 6 4 4 円 [甲 6・4 及び 5 枚目] に、108 分の 6.3 を乗じて算出した金額 [同表中の「消費税額」の「合計」欄]) であり、本件各課税仕入れが、課税対応課税仕入れには区分されず、共通対応課税仕入れに区分されることから、上記 (a) の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

b 共通対応課税仕入れの税額 (別表 3-2 ⑬B 欄) 4 8 4 万 5 9 8 2 円

上記金額は、次の (a) の金額に (b) の金額を加算した金額である。

(a) 申告による共通対応課税仕入れの税額 (別表 3-2 ⑭B 欄)

2 9 1 万 6 3 3 7 円

上記金額は、平成 28 年 4 月課税期間確定申告書に添付された付表 2-(2) の⑰「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (税率 6.3%適用分 C)」欄 (甲 2・3 枚目) に記載された金額と同額である。

(b) 共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額 (別表 3-2 ⑮B 欄)

1 9 2 万 9 6 4 5 円

上記金額は、前記 a (b) の本件各課税仕入れに係る消費税額であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

- c 課税売上割合 (別表 3-2 ⑦C 欄) 45.21388453 (以下略) %
上記割合は、次の (a) の金額のうちに (b) の金額の占める割合である。

(a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表 3-2 ⑥C 欄)

8億3612万4029円

上記金額は、次の i の金額と ii の金額との合計額である。

- i 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表 3-2 ②C 欄)

3億7804万4153円

上記金額は、平成28年4月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑤「課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)」欄(甲2・3枚目)に記載された金額と同額である。

- ii 非課税売上額 (別表 3-2 ③C 欄)

4億5807万9876円

上記金額は、次の (i) の金額に (ii) の金額を加算した金額である。

(i) 申告による非課税売上額 (別表 3-2 ④C 欄)

3億7134万2814円

上記金額は、平成28年4月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑥「非課税売上額」欄(甲2・3枚目)に記載された金額と同額である。

(ii) 非課税売上額に加算すべき金額 (別表 3-2 ⑤C 欄)

8673万7062円

上記金額は、次の①の金額と②の金額との合計額である。

- ① 賃貸料収入の合計額

140万4658円

上記金額は、原告が所有する居住用の建物である「F」、「G」、「H」、「I」、「J」及び「K」の平成28年4月課税期間に係る賃貸料収入のうち、原告が総勘定元帳の「預り金」勘定に計上した額の合計額(甲6・3枚目「1 控除対象仕入税額」の「(1)」 「イ」の表中、「賃貸料」の「合計」欄)である。原告は、当該賃貸料を平成28年4月課税期間における資産の譲渡等の対価の額(非課税売上額)に含めていないが、当該賃貸料は、消費税法6条1項及び同法別表第一13号の規定により非課税となる住宅の貸付けの対価であることから、上記金額は、平成28年4月課税期間の非課税売上額として、前記(i)の金額に加算すべき金額である。

- ② 保証賃料の合計額

8533万2404円

上記金額は、原告がサブリース契約に基づき賃貸人に対して支払った保証賃料の合計額(甲6・3及び4枚目「1 控除対象仕入税額」の「(1)」 「ロ」の表中、「計上額」の「合計」欄)である。原告は、当該合計額と同額を資産の譲渡等の対価の額(非課税売上額)から減額したが、当該合計額を非課税売上額から減額する理由はないから、上記金額は、前記(i)の金額に加算すべき金額である。

(b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表 3-2 ①C 欄)

3 億 7 8 0 4 万 4 1 5 3 円

上記金額は、平成 28 年 4 月課税期間確定申告書に添付された付表 2-(2) の④「課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)」欄 (甲 2・3 枚目) に記載された金額と同額である。

(エ) 差引税額 (別表 2-2 ⑩C 欄)

3 1 2 万 7 5 0 0 円

上記金額は、前記 (イ) の金額から上記 (ウ) の金額を差し引いた金額である。

(オ) 既に納付の確定した本税額 (別表 2-2 ⑪C 欄)

1 9 1 万 7 7 0 0 円

上記金額は、平成 28 年 4 月課税期間確定申告書の⑨「差引税額 (②+③-⑦)」欄 (甲 2・1 枚目) に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額 (別表 2-2 ⑫C 欄)

1 2 0 万 9 8 0 0 円

上記金額は、前記 (エ) の金額から上記 (オ) の金額を差し引いた金額である。

(キ) 合計差引地方消費税の課税標準額 (別表 2-2 ⑬C 欄)

3 1 2 万 7 5 0 0 円

上記金額は、前記 (エ) の金額と同額であり、地方税法 72 条の 82 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(ク) 納付すべき譲渡割額 (別表 2-2 ⑭C 欄)

8 4 万 3 9 0 0 円

上記金額は、地方税法 72 条の 83 の規定に基づき、上記 (キ) の金額に税率 6.3% の 1.7 を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額 (別表 2-2 ⑮C 欄)

5 1 万 7 4 0 0 円

上記金額は、平成 28 年 4 月課税期間確定申告書の⑳「納税額」欄 (甲 2・1 枚目) に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 (別表 2-2 ⑯C 欄)

3 2 万 6 5 0 0 円

上記金額は、前記 (ク) の金額から上記 (ケ) の金額を差し引いた金額である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計額 (別表 2-2 ㉑C 欄)

1 5 3 万 6 3 0 0 円

上記金額は、前記 (カ) の金額と上記 (コ) の金額との合計額であり、原告が平成 28 年 4 月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

ウ 平成 29 年 4 月課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額 (別表 2-3 ①C 欄)

5 億 0 0 9 0 万 7 0 0 0 円

上記金額は、原告の平成 29 年 4 月課税期間確定申告書の①「課税標準額」欄 (甲 3・1 枚目) に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 2-3 ②C 欄)

3 1 5 5 万 7 1 4 1 円

上記金額は、消費税法 29 条の規定に基づき、上記 (ア) の金額に税率 10.0% の 6.3 を乗じて算出した金額であり、平成 29 年 4 月課税期間確定申告書の②「消費税額」欄 (甲 3・1 枚目) に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表 2-3 ④C 欄・別表 3-3 ⑰C 欄)

2 9 1 4 万 7 3 8 7 円

上記金額は、次の a の金額に、b の金額に c の割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成 26 年 4 月 1 日以後の課税仕入れについての消費税法 30 条 1 項所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

a 課税対応課税仕入れの税額 (別表 3-3 ⑱B 欄)

2 7 1 2 万 6 2 8 4 円

上記金額は、次の (a) の金額から (b) の金額を減算した金額である。

(a) 申告による課税対応課税仕入れの税額 (別表 3-3 ⑪B 欄)

2893万3328円

上記金額は、平成29年4月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑬「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの(税率6.3%適用分C)」欄(甲3・3枚目)に記載された金額と同額である。

(b) 上記(a)の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額 (別表 3-3 ⑫B 欄)

180万7044円

上記金額は、上記(a)の金額に含まれる本件各課税仕入れに係る消費税額(平成29年4月課税期間更正処分等通知書の「1 控除対象仕入税額」の「(2)」の表中、「取得金額(税込)」の「合計」欄金額3097万7905円〔甲7・4枚目〕に108分の6.3を乗じて算出した金額〔同表中の「消費税額」の「合計」欄〕であり、本件各課税仕入れが、課税対応課税仕入れには区分されず、共通対応課税仕入れに区分されることから、上記(a)の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

b 共通対応課税仕入れの税額 (別表 3-3 ⑬B 欄)

439万9235円

上記金額は、次の(a)の金額に(b)の金額を加算した金額である。

(a) 申告による共通対応課税仕入れの税額 (別表 3-3 ⑭B 欄)

259万2191円

上記金額は、平成29年4月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑰「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(税率6.3%適用分C)」欄(甲3・3枚目)に記載された金額と同額である。

(b) 共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額 (別表 3-3 ⑮B 欄)

180万7044円

上記金額は、前記 a (b) の本件各課税仕入れに係る消費税額であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

c 課税売上割合 (別表 3-3 ⑦C 欄)

45.942161876 (以下略) %

上記割合は、次の(a)の金額のうちに(b)の金額の占める割合である。

(a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表 3-3 ⑥C 欄)

10億9030万1169円

上記金額は、次の i の金額と ii の金額との合計額である。

i 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表 3-3 ②C 欄)

5億0090万7928円

上記金額は、平成29年4月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の⑤「課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)」欄(甲3・3枚目)に記載された金額と同額である。

ii 非課税売上額 (別表 3-3 ③C 欄)

5億8939万3241円

上記金額は、次の(i)の金額に(ii)の金額を加算した金額である。

(i) 申告による非課税売上額 (別表 3-3 ④C 欄)

5億8888万6215円

上記金額は、平成29年4月課税期間確定申告書に添付された付表2－(2)の⑥「非課税売上額」欄(甲3・3枚目)に記載された金額と同額である。

(ii) 非課税売上額に加算すべき金額(別表3－3⑤C欄) 50万7026円

上記金額は、原告が所有する居住用の建物である「L」、「M」及び「N」の平成29年4月課税期間に係る賃貸料収入のうち、原告が総勘定元帳の「預り金」勘定に計上した額の合計額(甲7・3枚目「1 控除対象仕入税額」の「(1)」の表中、「賃貸料」の「合計」欄)である。原告は、当該賃貸料を平成29年4月課税期間における資産の譲渡等の対価の額(非課税売上額)に含めていないが、当該賃貸料は、消費税法6条1項及び同法別表第一13号の規定により非課税となる住宅の貸付けの対価であることから、上記金額は、平成29年4月課税期間の非課税売上額として、上記(i)の金額に加算すべき金額である。

(b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額(別表3－3①C欄)

5億0090万7928円

上記金額は、平成29年4月課税期間確定申告書に添付された付表2－(2)の④「課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)」欄(甲3・3枚目)に記載された金額と同額である。

(エ) 差引税額(別表2－3⑩C欄) 240万9700円

上記金額は、前記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を差し引いた金額である。

(オ) 既に納付の確定した本税額(別表2－3⑪C欄) 143万2300円

上記金額は、平成29年4月課税期間確定申告書の⑨「差引税額(②+③-⑦)」欄(甲3・1枚目)に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額(別表2－3⑫C欄) 97万7400円

上記金額は、前記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額である。

(キ) 合計差引地方消費税の課税標準額(別表2－3⑬C欄) 240万9700円

上記金額は、前記(エ)の金額と同額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(ク) 納付すべき譲渡割額(別表2－3⑭C欄) 65万0200円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(キ)の金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額(別表2－3⑮C欄) 38万6400円

上記金額は、平成29年4月課税期間確定申告書の⑳「納税額」欄(甲3・1枚目)に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額(別表2－3⑯C欄) 26万3800円

上記金額は、前記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を差し引いた金額である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計額(別表2－3㉑C欄) 124万1200円

上記金額は、前記(カ)の金額と上記(コ)の金額との合計額であり、原告が平成29年4月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

エ 平成30年4月課税期間更正処分の根拠

- (ア) 課税標準額 (別表 2-4 ①C 欄) 6 億 0 9 7 6 万円
 上記金額は、原告の平成 30 年 4 月課税期間確定申告書の①「課税標準額」欄 (甲 4・1 枚目) に記載された金額と同額である。
- (イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 2-4 ②C 欄) 3 8 4 1 万 4 8 8 0 円
 上記金額は、消費税法 29 条の規定に基づき、上記 (ア) の金額に税率 100 分の 6.3 を乗じて算出した金額であり、平成 30 年 4 月課税期間確定申告書の②「消費税額欄」 (甲 4・1 枚目) に記載された金額と同額である。
- (ウ) 控除対象仕入税額 (別表 2-4 ④C 欄・別表 3-4 ⑰C 欄) 3 4 6 0 万 2 3 6 6 円
 上記金額は、次の a の金額に、b の金額に c の割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成 26 年 4 月 1 日以後の課税仕入れについての消費税法 30 条 1 項所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。
- a 課税対応課税仕入れの税額 (別表 3-4 ⑩B 欄) 3 1 3 8 万 8 7 0 1 円
 上記金額は、次の (a) の金額から (b) の金額を減算した金額である。
- (a) 申告による課税対応課税仕入れの税額 (別表 3-4 ⑪B 欄)
 3 5 2 7 万 4 4 2 2 円
 上記金額は、平成 30 年 4 月課税期間確定申告書に添付された付表 2-(2) の⑯「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの (税率 6.3%適用分 C)」欄 (甲 4・3 枚目) に記載された金額と同額である。
- (b) 前記 (a) の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額 (別表 3-4 ⑫B 欄)
 3 8 8 万 5 7 2 1 円
 上記金額は、上記 (a) の金額に含まれる本件各課税仕入れに係る消費税額 (平成 30 年 4 月課税期間更正処分等通知書の「1 控除対象仕入税額」の「(2)」の表中、「取得金額 (税込)」の「合計」欄金額 6 6 6 1 万 2 3 7 4 円 [甲 8・4 枚目] に 108 分の 6.3 を乗じて算出した金額 [同表中の「消費税額」の「合計」欄]) であり、本件各課税仕入れが、課税対応課税仕入れには区分されず、共通対応課税仕入れに区分されることから、上記 (a) の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。
- b 共通対応課税仕入れの税額 (別表 3-4 ⑬B 欄) 6 6 7 万 9 8 3 1 円
 上記金額は、次の (a) の金額に (b) の金額を加算した金額である。
- (a) 申告による共通対応課税仕入れの税額 (別表 3-4 ⑭B 欄)
 2 7 9 万 4 1 1 0 円
 上記金額は、平成 30 年 4 月課税期間確定申告書に添付された付表 2-(2) の⑰「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (税率 6.3%適用分 C)」欄 (甲 4・3 枚目) に記載された金額と同額である。
- (b) 共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額 (別表 3-4 ⑮B 欄)
 3 8 8 万 5 7 2 1 円
 上記金額は、前記 a (b) の本件各課税仕入れに係る消費税額であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。
- c 課税売上割合 (別表 3-4 ⑦C 欄) 48.10998029 (以下略) %

上記割合は、次の（a）の金額のうちに（b）の金額の占める割合である。

（a）資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表３－４⑥C欄）

12億6743万0619円

上記金額は、次のiの金額とiiの金額との合計額である。

i 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表３－４②C欄）

6億0976万0621円

上記金額は、平成30年4月課税期間確定申告書に添付された付表２－（２）の⑤「課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）」欄（甲４・３枚目）に記載された金額と同額である。

ii 非課税売上額（別表３－４③C欄）

6億5766万9998円

上記金額は、次の（i）の金額に（ii）の金額を加算した金額である。

（i）申告による非課税売上額（別表３－４④C欄）

6億5658万8731円

上記金額は、平成30年4月課税期間確定申告書に添付された付表２－（２）の⑥「非課税売上額」欄（甲４・３枚目）に記載された金額と同額である。

（ii）非課税売上額に加算すべき金額（別表３－４⑤C欄）

108万1267円

上記金額は、次の①の金額から②の金額を減算した金額である。

① 賃貸料収入の合計額

120万9457円

上記金額は、原告が所有する居住用の建物である「O」、「P」、「Q」、「R」及び「S」の平成30年4月課税期間に係る賃貸料収入のうち、原告が総勘定元帳の「預り金」勘定に計上した額の合計額（甲８・３枚目「1 控除対象仕入税額」の「(1)」の「イ」の表中、「賃貸料」の「合計」欄）である。原告は、当該賃貸料を平成30年4月課税期間における資産の譲渡等の対価の額（非課税売上額）に含めていないが、当該賃貸料は、消費税法6条1項及び同法別表第一13号の規定により非課税となる住宅の貸付けの対価であることから、上記金額は、平成30年4月課税期間の非課税売上額として、上記（i）の金額に加算すべき金額である。

② 賃貸料収入の過大計上額

12万8190円

上記金額は、原告が所有していた居住用の建物である「O」、「S」及び「R」に係る売却後の賃貸料収入相当額の合計額である。原告は、上記各建物をいずれも平成30年4月課税期間中に売却したが、当該売却後に係る賃貸料収入に相当する上記金額（甲８・３及び４枚目「1 控除対象仕入税額」の「(1)」の「ロ」の表中、「過大計上額」の「合計」欄）を資産の譲渡等の対価の額に含めていた。しかしながら、当該金額（合計額）は資産の譲渡等の対価の額（非課税売上額）には含まれないものであるから、上記金額は、前記（i）の金額から減算すべき金額である。

（b）課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表３－４①C欄）

6億0976万0621円

上記金額は、平成30年4月課税期間確定申告書に添付された付表2-(2)の④「課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)」欄(甲4・3枚目)に記載された金額と同額である。

(エ) 差引税額(別表2-4⑩C欄) 381万2500円

上記金額は、前記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を差し引いた金額である。

(オ) 既に納付の確定した本税額(別表2-4⑪C欄) 179万5000円

上記金額は、平成30年4月課税期間確定申告書の⑨「差引税額(②+③-⑦)」欄(甲4・1枚目)に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額(別表2-4⑫C欄) 201万7500円

上記金額は、前記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額である。

(キ) 合計差引地方消費税の課税標準額(別表2-4⑬C欄) 381万2500円

上記金額は、前記(エ)の金額と同額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(ク) 納付すべき譲渡割額(別表2-4⑭C欄) 102万8700円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(キ)の金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額(別表2-4⑮C欄) 48万4300円

上記金額は、平成30年4月課税期間確定申告書の⑳「納税額」欄(甲4・1枚目)に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額(別表2-4⑯C欄) 54万4400円

上記金額は、前記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を差し引いた金額である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の合計額(別表2-4㉑C欄) 256万1900円

上記金額は、前記(カ)の金額と上記(コ)の金額との合計額であり、原告が平成30年4月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

(2) 本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額は、それぞれ上記(1)のとおりであり、本件各更正処分における納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額(甲5～8・各1枚目11欄及び17欄)とそれぞれ同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件各賦課決定処分の根拠

期限内申告書が提出された場合において、更正がされ、当初の申告に係る税額より更正後の税額が上回ることとなったときには、その更正により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課することとされている(通則法65条1項)。そして、更正により納付すべき税額が、その国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算することとされている(同条2項)。

上記1(2)で述べたとおり、本件各更正処分は適法であるところ、原告が本件各更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実につき、本件各更正処分における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項に規定する「正当な

理由」があるとは認められない。

したがって、本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、それぞれ次に述べるとおりである。

ア 平成27年4月課税期間 7万4000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成27年4月課税期間更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額74万円（前記1（1）ア（サ）。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記イからエまでにおいて同じ。）に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成28年4月課税期間 15万3000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成28年4月課税期間更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額153万円（前記1（1）イ（サ））に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成29年4月課税期間 12万4000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成29年4月課税期間更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額124万円（前記1（1）ウ（サ））に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

エ 平成30年4月課税期間 27万円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成30年4月課税期間更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額256万円（前記1（1）エ（サ））に100分の10の割合を乗じて算出した25万6000円と、新たに納付すべき税額25万1900円のうち期限内申告税額22万9300円（平成30年4月課税期間確定申告書の⑨「差引税額」欄の金額17万5000円と⑩「納税額」欄の金額48万4300円〔甲4・1枚目〕の合計額）を超える部分に相当する金額である28万円に100分の5の割合を乗じて算出した1万4000円との合計額である。

（2）本件各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、それぞれ前記（1）アからエまでのとおりであり、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲5～8・各1枚目「賦課した加算税の額の計算明細」の「加算税の額」欄）といずれも同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

別表1-1 平成27年4月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位:円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	過少申告加算税の額
確定申告	法定申告期限内	349,069,000	21,989,024	20,255,623	1,733,400	467,900	—
更正処分等	令和元年7月5日	349,069,000	21,989,024	19,672,149	2,316,800	625,400	74,000
再調査の請求	令和元年9月27日	349,069,000	21,989,024	20,255,535	1,733,400	467,900	—
再調査決定	令和2年1月9日	棄却					
審査請求	令和2年2月4日	349,069,000	21,989,024	20,255,535	1,733,400	467,900	—
裁決	令和3年1月7日	棄却					

別表1-2 平成28年4月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位:円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	過少申告加算税の額
確定申告	法定申告期限内	378,044,000	23,816,772	21,899,033	1,917,700	517,400	—
更正処分等	令和元年7月5日	378,044,000	23,816,772	20,689,236	3,127,500	843,900	153,000
再調査の請求	令和元年9月27日	378,044,000	23,816,772	21,746,414	2,070,300	558,600	—
再調査決定	令和2年1月9日	棄却					
審査請求	令和2年2月4日	378,044,000	23,816,772	21,746,414	2,070,300	558,600	—
裁決	令和3年1月7日	棄却					

別表1-3 平成29年4月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位:円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	過少申告加算税の額
確定申告	法定申告期限内	500,907,000	31,557,141	30,124,790	1,432,300	386,400	—
更正処分等	令和元年7月5日	500,907,000	31,557,141	29,147,387	2,409,700	650,200	124,000
再調査の請求	令和元年9月27日	500,907,000	31,557,141	30,124,236	1,432,900	386,600	—
再調査決定	令和2年1月9日	棄却					
審査請求	令和2年2月4日	500,907,000	31,557,141	30,124,236	1,432,900	386,600	—
裁決	令和3年1月7日	棄却					

別表1-4 平成30年4月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位:円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	過少申告加算税の額
確定申告	法定申告期限内	609,760,000	38,414,880	36,619,815	1,795,000	484,300	—
更正処分等	令和元年7月5日	609,760,000	38,414,880	34,602,366	3,812,500	1,028,700	270,000
再調査の請求	令和元年9月27日	609,760,000	38,414,880	36,618,667	1,796,200	484,600	—
再調査決定	令和2年1月9日	棄却					
審査請求	令和2年2月4日	609,760,000	38,414,880	36,618,667	1,796,200	484,600	—
裁決	令和3年1月7日	棄却					

別表2-1 平成27年4月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C(A+B)	
消 費 税	課税標準額		①	101,000	348,968,000	349,069,000
	課税標準額に対する消費税額		②	4,040	21,984,984	21,989,024
	控除過大調整税額		③	0	0	0
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-1⑯欄の金額)	④	16,681	19,655,468	19,672,149
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	16,681	19,655,468	19,672,149
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧	12,641	0	12,641
	差引税額 (②+③-⑦)		⑨	0	2,329,516	2,329,516
	合計差引税額 (⑨C欄-⑩C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑩			2,316,800
	既に納付の確定した本税額		⑪	△ 12,643	1,746,044	1,733,400
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄)		⑫			583,400
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	12,641	0	12,641
		差引税額(⑨)	⑭	0	2,329,516	2,329,516
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑮C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑮			2,316,800
	譲渡 割額	還付額 (⑬A欄×25/100, ⑮B欄×17/63)	⑯	3,160	0	3,160
		納付額 (⑭A欄×25/100, ⑮B欄×17/63)	⑰	0	628,599	628,599
	合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑱C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑱			625,400
	既に納付の確定した譲渡割額		⑲	△ 3,160	471,154	467,900
	差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄)		⑳			157,500
	差引納付すべき消費税等の合計額 (⑫+㉑)		㉑			740,900

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表２－２ 平成２８年４月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区 分		順 号	税率４％適用分 A	税率6.3％適用分 B	合 計 C (A + B)	
消 費 税	課税標準額	①	0	378,044,000	378,044,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	0	23,816,772	23,816,772	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表３－２⑦欄の金額)	④	0	20,689,236	20,689,236
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	0	20,689,236	20,689,236
	控除不足還付税額 (⑦－②－③)		⑧	0	0	0
	差引税額 (②+③－⑦)		⑨	0	3,127,536	3,127,536
	合計差引税額 (⑨C欄－⑩C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑩			3,127,500
	既に納付の確定した本税額		⑪	0	1,917,700	1,917,700
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄－⑪C欄)		⑫			1,209,800
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	0	0	0
		差引税額(⑨)	⑭	0	3,127,536	3,127,536
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄－⑮C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑮			3,127,500
	譲 渡 割 額	還付額 (⑬A欄×25/100, ⑬B欄×17/63)	⑯	0	0	0
		納付額 (⑭A欄×25/100, ⑭B欄×17/63)	⑰	0	843,938	843,938
	合計差引譲渡割額 (⑰C欄－⑱C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑱			843,900
	既に納付の確定した譲渡割額		⑲	0	517,400	517,400
	差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄－⑲C欄)		⑳			326,500
	差引納付すべき消費税等の合計額 (⑫+㉑)		㉑			1,536,300

別表2-3 平成29年4月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C(A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	0	500,907,000	500,907,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	0	31,557,141	31,557,141	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-3⑩欄の金額)	④	0	29,147,387	29,147,387
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	0	29,147,387	29,147,387
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧	0	0	0
	差引税額 (②+③-⑦)		⑨	0	2,409,754	2,409,754
	合計差引税額 (⑨C欄-⑩C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑩			2,409,700
	既に納付の確定した本税額		⑪	0	1,432,300	1,432,300
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄)		⑫			977,400
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	0	0	0
		差引税額(⑨)	⑭	0	2,409,754	2,409,754
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑮C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑮			2,409,700
	譲渡 割額	還付額 (⑬A欄×25/100, ⑮B欄×17/63)	⑯	0	0	0
		納付額 (⑬A欄×25/100, ⑮B欄×17/63)	⑰	0	650,251	650,251
	合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑱C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑱			650,200
	既に納付の確定した譲渡割額		⑲	0	386,400	386,400
	差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄)		⑳			263,800
差引納付すべき消費税等の合計額 (⑫+㉑)		㉑			1,241,200	

別表 2-4 平成30年4月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位: 円)

区 分		順 号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C(A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	0	609,760,000	609,760,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	0	38,414,880	38,414,880	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-4⑩欄の金額)	④	0	34,602,366	34,602,366
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	0	34,602,366	34,602,366
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧	0	0	0
	差引税額 (②+③-⑦)		⑨	0	3,812,514	3,812,514
	合計差引税額 (⑨C欄-⑧C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑩			3,812,500
	既に納付の確定した本税額		⑪	0	1,795,000	1,795,000
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄)		⑫			2,017,500
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	0	0	0
		差引税額(⑨)	⑭	0	3,812,514	3,812,514
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑮			3,812,500
	譲渡 割額	還付額 (⑮A欄×25/100, ⑮B欄×17/63)	⑯	0	0	0
		納付額 (⑮A欄×25/100, ⑮B欄×17/63)	⑰	0	1,028,774	1,028,774
	合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑯C欄, 100円未満の端数切捨て)		⑱			1,028,700
	既に納付の確定した譲渡割額		⑲	0	484,300	484,300
	差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄)		⑳			544,400
	差引納付すべき消費税等の合計額 (⑫+㉑)		㉑			2,561,900

別表3-1 平成27年4月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			349,070,371
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			349,070,371
非課税売上額(④+⑤)	③			483,452,727
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 非課税売上額	④			483,375,951
非課税売上額に加算すべき金額	⑤			76,766
資産の譲渡等の対価の額(②+③)	⑥			832,523,098
課 税 売 上 割 合 (① / ⑥)	⑦			41.929211554...%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税仕入 れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	1,044,358	380,884,443	381,928,801
課税仕入に係る消費税額 (⑧A欄×4/105, ⑧B欄×6.3/108)	⑨	39,785	22,218,259	22,258,044
⑨のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑪-⑫)	⑩	0	18,295,126	18,295,126
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課 税売上げにのみ要するものの金額	⑪	0	19,299,738	19,299,738
⑪のうち、本件各課税仕入に係るものの金額	⑫	0	1,004,612	1,004,612
⑨のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの(⑬+⑭)	⑬	39,785	3,244,378	3,284,163
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課 税売上げと非課税売上に共通して要するものの 金額	⑭	39,785	2,239,766	2,279,551
⑪のうち、本件各課税仕入に係るものの金額	⑮	0	1,004,612	1,004,612
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮+(⑬×①/⑥))	⑯	16,681	19,655,468	19,672,149
控除対象仕入税額(⑯の金額)	⑰	16,681	19,655,468	19,672,149

別表 3-2 平成 28 年 4 月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項 目	順号	税率 4 % 適用分 A	税率 6.3 % 適用分 B	合 計 C (A + B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			378,044,153
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			378,044,153
非課税売上額(④+⑤)	③			458,079,876
確定申告書添付の付表 2-(2)に記載された 非課税売上額	④			371,342,814
非課税売上額に加算すべき金額	⑤			86,737,062
資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	⑥			836,124,029
課 税 売 上 割 合 (① / ⑥)	⑦			45.21388453...%
確定申告書添付の付表 2-(2)に記載された課税仕入 れに係る支払対価の額 (税込み)	⑧	0	420,200,553	420,200,553
課税仕入に係る消費税額 (⑧A欄×4/105, ⑧B欄×6.3/108)	⑨	0	24,511,698	24,511,698
⑨のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑪-⑫)	⑩	0	18,498,180	18,498,180
確定申告書添付の付表 2-(2)に記載された課 税売上げにのみ要するものの金額	⑪	0	20,427,825	20,427,825
⑪のうち、本件各課税仕入に係るものの金額	⑫	0	1,929,645	1,929,645
⑨のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの (⑬+⑭)	⑬	0	4,845,982	4,845,982
確定申告書添付の付表 2-(2)に記載された課 税売上げと非課税売上に共通して要するものの 金額	⑭	0	2,916,337	2,916,337
⑭のうち、本件各課税仕入に係るものの金額	⑮	0	1,929,645	1,929,645
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑩+⑬×⑪/⑥))	⑯	0	20,689,236	20,689,236
控除対象仕入税額 (⑯の金額)	⑰	0	20,689,236	20,689,236

別表3-3 平成29年4月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			500,907,928
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			500,907,928
非課税売上額(④+⑤)	③			589,393,241
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 非課税売上額	④			588,886,215
非課税売上額に加算すべき金額	⑤			507,026
資産の譲渡等の対価の額(②+③)	⑥			1,090,301,169
課 税 売 上 割 合 (① / ⑥)	⑦			45.942161876...%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税仕入 れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	0	581,396,571	581,396,571
課税仕入に係る消費税額 (⑧A欄×4/105, ⑧B欄×6.3/108)	⑨	0	33,914,799	33,914,799
⑨のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑪-⑫)	⑩	0	27,126,284	27,126,284
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課 税売上げにのみ要するものの金額	⑪	0	28,933,328	28,933,328
⑪のうち、本件各課税仕入に係るものの金額	⑫	0	1,807,044	1,807,044
⑨のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの(⑭+⑮)	⑬	0	4,399,235	4,399,235
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課 税売上げと非課税売上に共通して要するものの 金額	⑭	0	2,592,191	2,592,191
⑭のうち、本件各課税仕入に係るものの金額	⑮	0	1,807,044	1,807,044
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑩+⑬×①/⑥))	⑯	0	29,147,387	29,147,387
控除対象仕入税額(⑯の金額)	⑰	0	29,147,387	29,147,387

別表3-4 平成30年4月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			609,760,621
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			609,760,621
非課税売上額(④+⑤)	③			657,669,998
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された 非課税売上額	④			656,588,731
非課税売上額に加算すべき金額	⑤			1,081,267
資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	⑥			1,267,430,619
課 税 売 上 割 合 (① / ⑥)	⑦			48.10998029...%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税仕入 れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	0	714,721,246	714,721,246
課税仕入に係る消費税額 (⑧A欄×4/105, ⑧B欄×6.3/108)	⑨	0	41,692,072	41,692,072
⑨のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑪-⑫)	⑩	0	31,388,701	31,388,701
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課 税売上げにのみ要するものの金額	⑪	0	35,274,422	35,274,422
⑪のうち、本件各課税仕入に係るものの金額	⑫	0	3,885,721	3,885,721
⑨のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの(⑬+⑭)	⑬	0	6,679,831	6,679,831
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課 税売上げと非課税売上に共通して要するものの 金額	⑭	0	2,794,110	2,794,110
⑭のうち、本件各課税仕入に係るものの金額	⑮	0	3,885,721	3,885,721
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑬+(⑫×①/⑥))	⑯	0	34,602,366	34,602,366
控除対象仕入税額 (⑯の金額)	⑰	0	34,602,366	34,602,366

